

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 3 月 31 日

土 曜 日

号 外(4)

目 次

訓 令	
○富山県文書管理規程の一部を改正する訓令	1

訓 令

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 8 号

本 庁
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 8 項第 2 号中「又は」を「、」に改め、「観光・交通・地域振興局長」の次に「又は危機管理監」を加える。

第24条中「観光・交通・地域振興局長」の次に「、危機管理監」を加える。

第28条第 3 号中「出納局長名」の次に「、危機管理監名」を加える。

「



様式第 7 号中

を

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通・地域振興局長、部長、会計管理者、出先機関の長
決裁用)

」

「



に改める。

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通・地域振興局長、部長、会計管理者、危機管理監、出先機関の長決裁用)

」

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(文書総務課)